

令和6年度由利本荘市建設工事共同企業体取扱要綱運用基準

【令和7年3月17日指名審査調整会議承認】

市建設工事共同企業体取扱要綱第12条第2項及び第15条第2項に規定する運用基準については、市内建設業を取り巻く社会情勢等を考慮して、原則として以下のとおりとする。

1 工種及び工事費（第12条第2項関係）

特定建設工事共同企業体への発注は、技術的難度にかかわらず、次の工事について実施するものとする。

工 種	工 事 費	工 種	工 事 費
一般土木工事	1億円以上	設備工事（電気・機械）	1億円以上
建築一式工事	3億円以上	その他の工事	1億円以上

注1） 原則として市内業者同士のJVによるものとする。これにより難しい場合にあっても、市内業者を含むJVとなるよう努めるものとする。

注2） 令和7年3月25日以降に入札公告が行われる一般土木工事に係る本表の適用については、当分の間、一般土木工事の項中の「1億円」を、「4億円」とする。

2 構成員の要件（第15条第2項関係）

工 種	工 事 費	構成員数	要 件		
			対 象	等級格付	施工実績等
一般土木工事	1億円～	2～3	代表者	A級	必要に応じて案件ごとに定める
			構成員	A級	
建築一式工事	3億円～	2～3	代表者	A級	
			構成員	A級	
設備工事	1億円～	2～3	代表者	A級	
			構成員	A級	
その他の工事	1億円～	2～3	代表者	A級	
			構成員	A級	

注1） 工事の内容により特に必要と認めた場合に限り、構成員数等を変更することができるものとする。

注2） 令和7年3月25日以降に入札公告が行われる一般土木工事に係る本表の適用については、当分の間、一般土木工事の項中の「1億円」を、「4億円」とする。